

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	南山田地区(信末・是安・野田・金戸・国広・千福・野口・塔尾・上見・上原・西原・南原・京塚・大窪・細木集落)	平成24年12月	令和3年3月17日

## 1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	547ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	518ha
②/①	94.6%
<b>後継者の確保状況</b> 多くの集落で集落営農組織が組織されており、平野部の組織は後継者も存在していて問題がない。山間部で法人化していない任意集落営農組織の規模が小さく、構成員が少ないことから労働力の問題が発生している。現在、農協を中心に担い手による話し合いがもたれ、組織の統合や農業機械及びオペレーターの確保について協議している。また、専従者雇用も試みられており、後継者の確保が図られると見れる。立野原東地域は、すでに耕作放棄地も多く発生しているが、近年、新規就農者等が参入しており、農地を集積し、耕作放棄地を耕作している。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

## 2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 3 対象地区の課題

地区は南北に長く、平野部から傾斜のある中山間部もある。平野部の方は、集落営農が法人化し、農地も30a区画となっているが、南部の地域は、傾斜地が多いことや、人口も少ないことから後継者や労働力の確保が課題となっている。また、獣害も発生しており、草刈り等の管理も含めて課題となっている。立野原東は、畑も多いことから耕作放棄地が目立ってきている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>信末集落は、集落内の2つの営農組織に多く集積していることから、今後、数軒の個人経営者が継続しない場合は、この組織に集積する。</p>
<p>是安集落は、集落内の集落営農法人と有機栽培の担い手にほぼ集積されている。家庭菜園の農地等が残っているがこれら農地を預ける場合は集落営農法人に集積する。</p>
<p>野田集落は、集落内の営農組織が多くを集積していることから、数軒の個人農業者が継続できない場合は、この組織に集積する。</p>
<p>金戸集落は、集落内の営農組織が多くを集積していることから、数軒の個人農業者が継続できない場合は、この組織に集積する。</p>
<p>国広集落は、1戸を除いて集落の営農組織が農地を集積していることから、集落内の農地はこの組織に集積する。</p>
<p>千福集落は、集落の多くの農地を集落内の営農組織が集積していることから、数軒の個人経営者が経営を継続できない場合は集落の営農組織に集積する。</p>
<p>野口集落は、集落内の営農組織がほぼ農地を集積している。</p>
<p>塔尾集落は、多くを集落の任意営農組織が集積している。集落外の担い手経営体の集積も多いが、数軒の個人経営者が経営継続をできなくなった場合は、この任意組織が集積する。</p>
<p>上見集落は、集落内の1戸の個人経営者と任意集落営農1組織が存在するが、集落営農組織に多くの農地が集積されている。数軒の個人経営者が存在するが、経営継続をできなくなった場合は、集落営農組織に集積する。</p>
<p>上原集落は、ほぼ集落の任意営農組織に集積されている。小字がある農地は、細かく基盤整備されていないことから集積は難しい。</p>
<p>立野原東(西原、南原、京塚集落)は、集落営農組織がない。集落外の近隣集落営農法人や任意組織が集積している。 田は、これらの任意組織が集積をする。畑については、新規就農者を育成、または移住希望者が担い手として育成するなどにより集積する。</p>
<p>大窪集落は、集落内には個人経営の担い手が2名存在しているが、高齢や園芸農業者であることから集積は難しい。集落内で担い手を育成して集積するか、近隣の集落営農法人に集積をすすめる。</p>
<p>細木集落は、集落内の集落営農法人にほぼすべての農地を集積している。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	大鋸屋地区(旧上田・瀬戸・盛新・中尾・大谷島・大鋸屋・打尾・泉沢・林道・理休集落)	平成24年12月	令和3年3月17日

## 1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	330ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	219ha
②/①	66.3%
後継者の確保状況 ほぼ全部の集落に集落営農や担い手が存在しているので、当面は後継者の確保は出来ている。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

## 2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 3 対象地区の課題

中山間地域に属している地域であり、少子化、高齢化が著しく進行している地域である。地域特産品として干柿や畜産が多い地域であったが、後継者がいないことから廃業し、耕作放棄園地も増加した。集落営農組織も各集落に存在しているが10年後に後継者の確保が課題となる。また、獣害の被害も多く、草刈りと合わせて、農地管理が課題となる。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上田集落は、住人がほぼ離村しており、農地も耕作されていない。
瀬戸、中尾集落は、両集落を中心とした営農法人が存在している。個人経営農業者も多く存在しており、経営継続できない場合は、集落の農業法人に基本的に集積する。
盛新集落は、集落内の営農組織と隣集落の営農組織が多く集積している。個人経営の農地もわずかにあるので、集積する場合は、この2つの経営体に集積する。
大谷島集落は、畜産農業者が多く存在していた地域で、農地は畑や牧草地であることから集積は難しい。
大鋸屋集落は、多くの農地を集落の集落営農法人が集積している。また、一部の農地を畜産農業者が牧草を栽培している。集積されていない農地は、わずかにあるが、それらについては、集落の法人組織が集積する。また、継続できない柿の樹園地は、地区内の担い手か、干柿の加工法人に集積する。若しくは、新規就農者を育成し、集積する。
泉沢集落は、集落内の圃場はほぼ集落の営農組織が集積している。
林道集落は、ほぼすべての農地が集落の営農法人が集積している。
打尾集落は、集落の営農法人が多くを集積し、残りを集落外の法人が集積している。
理休集落は、集落内の多くの農地を集落の営農法人が集積しており、畜産農業者や集落外の農業者が耕作している。集落外の農業者が経営を継続しない場合は、集落営農法人に集積をする。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	菘谷地区(菘谷、細野、西明、東西原集落)	平成24年12月	令和3年3月17日

## 1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	254ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	164ha
②/①	64.5%
後継者の確保状況 個人経営者が多い地区で、個人経営の担い手も比較的多く存在する。地区内で、後継者などの問題を検討されており、集落営農などの設立や担い手の育成を検討しており、後継者の確保はできるとみられる。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

## 2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 3 対象地区の課題

中山間地域に属している地域であり、少子化、高齢化が進行している地域である。集落営農組織もあるが個人で営農を行っている方も多い地域で今後集積をすすめなくてはならない。山あいの農地は少ないが、地域全体が傾斜地にあることから除草作業が課題となる。また獣害対策も課題となる。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

菟谷集落は、集落の規模も大きいことから、集落内には集落営農組織3組織(任意2、法人1)と個人の担い手5人が存在するが、それぞれの規模は大きくない。個人経営の農業者も多く、今後、担い手の育成や新規就農者の育成を図り集積をすすめる。また、集落営農組織も集積を実施して規模拡大を図る。

細野集落は、集落内の農地の多くを集落の営農法人が集積している。集落外の担い手も集積しているが、個人が経営している農地は、集落営農法人が集積をすすめる。

西明集落は、集落営農法人と個人経営の担い手が集落の多くを集積している。個人経営者も多いことから、担い手を育成し集積するか、集落営農法人に集積し規模拡大を図る。

東西原集落は、西明集落とまたがる集落営農組織がほぼ集積している。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南砺市	北野地区(北野・長楽寺・次郎丸・吉松集落)	平成24年12月	令和3年3月17日

## 1 既存の人・農地プランが既に実質化しているかの判断

①地区内の耕地面積	266ha
②既存のプランの中心経営体の耕作面積と近い将来の農地の出し手の面積の合計	202ha
②/①	75.9%
後継者の確保状況 集落営農組織が多く、後継者の確保は当面問題がない。個人経営者も多いが、集落営農等の担い手が集積すると思われる。	
既存の人・農地プランが実質化しているかどうかの判断結果	実質化

## 2 対象地区の現状(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

①地区内の耕地面積	ha
①アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
②地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考)	

- 注1: ②の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ③の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 3 対象地区の課題

中山間地域に属している地域であり、少子化、高齢化が進行している地域である。集落営農組織の形成に早くから取組み、多くの集落組織が形成され法人化されているが、個人経営者も多くいることから、集積についても話し合う必要がある。後継者の確保については、将来を見据えて集落や地区で話し合いを進めなければならない。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

北野集落は、2つの任意集落営農組織と担い手1名を中心に耕作をしていることから、個人経営者が農地を預けるときは、この組織や担い手を中心に集積する。

長楽寺集落は、集落営農法人によりほぼ集積されている。数軒の個人経営者が存在するが、経営を継続できないときは、集落営農法人に集積する。

吉松集落は、集落営農法人と集落の中心経営体1件でほぼ集積されている。

次郎丸集落は、集落の営農法人でほぼ集積されている。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)(1で既に実質化と判断された場合は未記載)

--